

2024年9月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2024年9月 17 日(火) 10:30

◎大石正信議員の一般質問(60分)

1. 小倉北区・富野口交差点の改善について
2. 北九州空港の軍事利用について
3. 自衛官募集について
4. 北九州大学の防衛セミナーについて



大石正信議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- 市長
- 港湾空港局長
- 危機管理監
- 総務市民局長
- 政策局長
- 大石議員
- 港湾空港局長
- 大石議員
- 港湾空港局長
- 大石議員
- 港湾空港局長
- 大石議員
- 危機管理監
- 大石議員
- 総務市民局長

- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員

大石正信議員の一般質問

日本共産党北九市会議員団を代表して、一般質問を行います。

1) 小倉北区・富野口交差点の改善について

まず、小倉北区・富野口交差点の改善について伺います。令和4年、砂津長浜トンネルの完成に伴い、通勤時間帯の富野口交差点が大渋滞しています。市民から「砂津長浜トンネルの開通で、中津口方面と長浜方面の富野口交差点の青信号の時間が長くなったため、門司方面と市役所方面の青信号の時間が短くなったのではないか。何とかしてほしい」と渋滞対策の改善を求める声が上がっています。

市は、令和6年度、砂津長浜線道路改築工事・国道3号下り工事で、砂津交差点からいずみラーメン付近まで車道の複線化を行うことで、信号機の時間を変更すれば、富野口交差点の渋滞緩和につながると考えています。しかし、長浜方面から中津口に向かう富野口交差点は、3車線ありますが直進のみは1車線しかありません。しかも、富野口交差点から中津口交差点まで車道は、2車線ですが不法駐車が常態化し、実質1車線となっています。道路の拡幅や不法駐車対策など渋滞緩和対策が必要であり、国道3号下り工事や信号

機の時間変更だけで、渋滞が解決できると思えませんが、県警との協議など渋滞緩和対策の進捗状況を伺います。①

2) 北九州空港の軍事利用について

次に、北九州空港の軍事利用について伺います。自公政権は、集団的自衛権の行使容認、軍事費2倍、武器輸出と長射程ミサイルの配備など着々と戦争の準備を進めています。

国は、4月1日、北九州空港を「特定利用空港」として「選定」しましたが、北九州市が市民にも知らせず議会にも諮らず、事実上ノーチェックで受け入れたことは、市民と議会を軽視する重大な問題です。2022年4月の国の資料には、「空港・港湾等の優先利用の確保」として、「空港や港湾等の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要」と明記されています。

一方、北九州市では、陸上自衛隊富野弾薬庫や小倉駐屯地での重要土地等調査法にもとづく「注視区域」の指定や「自衛隊基地の強靱化」で軍事基地化が急速に進んでいます。さらに、米軍基地化された築城基地と隣接する北九州空港が「特定利用空港」に「選定」されたことで、軍事的役割が益々大きくなります。

内閣官房がホームページ上で公開しているQ&Aでは「特定利用空港・港湾が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえない」としています。これは、国民を欺くものです。沖縄の地元紙は1944年10月の南西諸島への米軍の空襲で飛行場や港が激しい攻撃にさらされたことに触れ、「自衛隊や海保の訓練などに使用される施設は当然、有事の際は攻撃の標的となり得る」と指摘しています。このように、軍事訓練を行えば北九州空港は、相手国から報復攻撃の対象となり、市民の生命・財産に重大な影響を与えることになります。いま、多くの市民はウクライナやガザでの戦争の悲惨さを見て、「戦争だけはやめてほしい」と願っています。そこで、わが党市議団が7月10日に行った防衛省との交渉を踏まえて、4点質問します。

◆第1に、防衛省は、北九州空港について「事前に所在自治体である北九州市のご理解を得るために、説明を行った」とし、国管理の空港であっても北九州市の理解を得ることが前提であるという見解を示しています。当初、鹿児島や熊本でも理解が得られなかったのが選定から外されました。一方、本市が市民や議会にも諮らず、市長だけの判断で受け入れたことは、到底「所在自治体の理解」があったとは言えません。市長の見解を伺います。②

◆第2に、特定利用空港の選定は法的拘束力がないもとの、住民の意見を聞いた上で、受け入れの判断をすべきです。国が北九州空港を「特定利用空港」に「選定」したのは4月1日です。それより前の昨年11月28日、国から「総合的な防衛体制の強化に資する取

組」について説明があった際に、なぜ、国に対して、住民説明会の開催を求めなかったのか、答弁を求めます。③

◆第3に、これまで市の議会答弁では「防衛問題は国の専管事項である」と繰り返していますが、これは市民のいのちと安全を守るべき自治体としての責任を放棄する無責任な態度です。地方自治法第1条には、国の「本来果たすべき役割」の一つとして「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」が明記されていますが、地方分権一括法では、国と地方自治体は対等・平等とされています。その趣旨に則り、北九州市が国に対して、市民の命と財産を守るためにきちんと意見を言うべきではないですか。見解を求めます。

④

◆第4に、交渉で防衛省は、「米軍はこれまでも我が国の民間空港・港湾を利用している。『特定利用空港・港湾』とされた空港・港湾も他の民間空港・港湾と同様に利用する可能性は考えられる」と北九州空港の米軍利用を認めています。つまり、米軍は「特定利用空港」と関係なく、安保条約6条や日米地位協定5条で空港を利用することができるとなっています。しかも、米軍のオスプレイ機の離発着の可能性についても防衛省は「もちろん」と認めました。オスプレイは相次ぎ墜落事故を起こすなど「欠陥機」と言われているため、北九州空港に離発着する米軍機やオスプレイ機が北九州の市街地の上空を飛行しないよう、国に求めるべきです。答弁を求めます。⑤

3) 自衛官募集問題について

次に、自衛官募集問題について伺います。自衛官募集について、奈良市の高校生が、奈良市が国に個人情報を提供し、国が情報を利用して自衛官の募集をしたのはプライバシー権を保障する憲法13条に違反するとして、市と国に損害賠償を求めた裁判も起こっています。また、大宰府市など自衛官募集の名簿提供を中止する自治体が増えています。

北九州市では、自衛隊福岡地方協力本部が、9月1日に開催された「まつりみなみ in 小倉駐屯地」のPRと、門司区・小倉北区・小倉南区・戸畑区で実施される自衛隊就職説明会の案内をセットにしたチラシを作成し、市民に配布しました。わが党は、市民のまつりに反対するものではありませんが、防衛省自身が、今回のまつり開催は「防衛基盤の拡充を図ることを目的」としているように自衛官募集の一環と位置づけています。この間自衛隊は、定員割れを起こし、中途退職者が増加するなど人員確保が大きな課題となっています。これは、政府が急速に進める「戦争する国づくり」と無関係ではありません。

地震、台風、豪雨災害など相次ぐ自然災害にあたり、被害を受けた地域に自治体の要請に基づいて多くの自衛隊員が派遣され、昼夜を分かたず、人命救助と復旧、復興のために大きな役割を果たしていますが、この被災者の救援を前面に出し、若者の社会の役に立ちたいという善意につけ込むやり方は、問題です。

そこで伺います。

◆北九州市は自衛官募集事務に係る18歳男子の名簿提供の根拠として、「自衛隊法97条1項に基づく法定受託事務」としています。しかし、同法では、市町村が行う募集事務の内容を具体的に定めておらず、名簿提供の根拠とは言えません。

同じく、市が法的根拠にしている自衛隊法施行令120条では、防衛大臣が市町村に対して資料の提出を求めることができる旨を定めていますが、市町村が何をすべきか規定はありません。2003年4月23日、衆議院・個人情報保護に関する特別委員会において、石破国務大臣は（当時）「市町村は法定受託事務として、これをおこなっているわけですので。私どもが依頼をしても、こたえる義務というのは必ずしもございません」と答弁しており、名簿提供依頼に応じる必要がないことは明らかです。

しかも、住民基本台帳法第11条第1項では、「住民基本台帳の写しの一部を閲覧請求できる」と定めており、紙媒体（宛名シール）の提供は、同法律に違反し、住民の権利を侵害するものです。

わが党市議団の政府交渉で政府は、政府が自治体に個人情報提供を求めても自治体に「応諾義務はない」ことを認めました。同時に、政府は、個人情報保護法第69条2項2号で「相当の理由」があると自治体が判断すれば、「本人の同意なしの提供」は可能とも述べました。一方で、県内でも筑後市など6割を超える自治体が、「相当の理由がない」と判断し、自衛隊による青年名簿提供の求めを拒否しています。明確な法的根拠もない自衛隊への名簿提供はやめるべきです。見解を伺います。⑥

4) 北九州市立大学の防衛セミナーについて

最後に、北九州市立大学での「防衛問題セミナー」について伺います。第二次世界大戦で大学は、多くの学徒を学問の場から戦場に送り込み、彼らの多くは無残にもその将来を奪われました。これまで、大学の研究が非人道的な人命を奪う武器の開発に直接・間接的に利用されてきました。多くの大学では、戦争協力に対する深い反省のもとで、「二度と戦争に協力しない」ことを誓って戦後をスタートさせました。

今年6月28日、北九州市立大学で、「新たな戦略3文書の概要」と題して、九州防衛局主催で、第45回防衛問題セミナーが開催される予定でしたが、同大会場の天井が落下したことで延期されています。大学当局は「会場を貸しただけ」と言いますが、会場を貸しただけで済ませていいのでしょうか。このようなセミナーの開催は、過去に関西大学で開催されただけで、国公立大学での開催は全国で初めてです。

また、北九州市の「非核平和都市宣言」では「平和な世界の実現のために歩み続ける」としています。憲法違反の集団的自衛権を行使し、米軍と一体となり海外で戦争を企てる政府の方針と、準被爆都市として恒久平和を掲げる本市の「非核平和都市宣言」は大きく矛盾するものです。

今回の北九州市立大学での防衛問題セミナーは、中止すべきと考えますが、このセミナー開催について、大学の構成員である教職員、大学当局、学生自治会等でどのような議論がされてきたのか見解を伺います。⑦

以上で、私の第1質問を終わります。

大石正信議員の一般質問 答弁と再質問

[小倉北区富野口交差点の改善について]

■市長

まずわたしから最初に、小倉北区富野口交差点の改善につきまして、砂津長浜トンネル完成後の富野口交差点について、県警との協議など渋滞緩和対策の進捗状況を伺うというお尋ねにお答えをいたします。

砂長浜線は、小倉都心部の東側に位置しており、国道3号と国道199号を結ぶトンネル形式の道路でございます。この道路は、広域道路ネットワークの構築による物流の効率化や、小倉都心部に流入する通過車両を減少させる目的で整備を行っており、令和4年5月にはそのトンネル部分が開設をしたところでございます。

開通後、令和5年10月に実施した調査では、砂津長浜線に並行する浅香通りなど3路線で交通量が2割程度減少しており、道路の整備効果は着実に表れているところであります。

一方で、砂津長浜トンネルの開通に伴って、国道3号と小文字通りが交わる富野口交差点の交通量は、開通前に比べて1割程度増加をしております。通勤時間帯の朝は東側の門司方面から、夕方は西側の市役所方面へと、北側の長浜方面からの車両が増え、交差点の通過に最大6分要するなどの渋滞が発生をしております。

このため、1つには、砂津交差点から富野口交差点に至るトンネルの速度を1車線から2車線に拡幅し、富野口交差点を通過する台数を増加。2つ目に合わせて東西方向の青の時間を増やす信号調整により渋滞緩和を図ることを県警と協議済みであり、側道の拡幅工事は年度内の完成を予定しております。

また、富野口交差点から南側の不法駐車対策につきましては、現在、交通管理者である県警と協議を進めておまして、今後、道路管理者である国とも連携した対策を検討していくこととしております。

北九州市といたしましては、まずは道路の拡幅工事を着実に進め、県警や関係者ととも完成後の交通の変化を確認しながら、渋滞緩和に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

[自衛官の募集について]

次に、自衛官の募集につきまして、自衛隊への募集対象者名簿の提供はやめるべきであるというお尋ねでございました。

まず、自衛官募集事務は、自衛隊法第97条第1項により、市町村長がその一部を行うことと

されており、毎年、防衛大臣から北九州市に対し、自衛隊法施行令第 120 条により、募集に必要な対象者情報の提供などの協力依頼がなされております。

対象者情報の提供につきましては、個人情報保護法第 69 条第 1 項によりまして、法令に基づく場合には提供できることとされております。また、令和 3 年 2 月に総務省と防衛省が連名で発出した通知におきましては、自衛官募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題は生じないという見解も示され、情報提供を行っているところであります。

他方、自衛隊に情報提供を望まない方のために、除外申請をインターネットや郵送で受け付けているところであります。市政だよりやホームページ、さらには市内の高校や区役所、市民センターにポスターを掲示して周知し、申請された方は対象者情報から除外をした上で自衛隊に提供されているところであります。

自衛隊は、国防のみならず、国内外の災害派遣におきまして、被災地域の皆様の生命と財産を守るため重要な任務を担っております。北九州市におきましても、平成の豪雨災害の際には災害派遣により人命救助を行っていただくなど、大変ご尽力いただいているところでもあります。

自衛隊は地域の安全、安心を確保するために欠かせない存在であり、自衛官募集事務につきましては、引き続き関係法令等に基づき適正に進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。残りは関係局長からお答えいたします。

[北九州空港の軍事利用について]

■港湾空港局長

私からは、北九州空港の軍事利用についてのうち、本市が市民や議会にも図らず市長だけの判断で受け入れたことは、到底所在自治体の理解があったとは言えない見解を伺うについてお答えいたします。

特定利用空港については、平素から、必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものでございます。

このインフラ管理者は、国管理空港は国、自治体管理空港は自治体となるため、特定利用空港に選定された空港は、各管理者が特定利用空港に選定されることについて合意した上で選定されております。

北九州空港は国管理空港であることから、インフラ管理者ではない北九州市は、北九州空港を特定利用空港として選定することについて合意する立場にございません。

また、国管理空港である北九州空港の特定利用空港への選定については、国の専管事項であり、所在自治体である北九州市として受け入れに合意する立場にないことから、北九州市が市長だけの判断で受け入れたという議員のご指摘は当たらないと考えております。私からの答弁は以上でございます。

[北九州空港の軍事利用について]

■危機管理監

私からは、北九州空港の軍事利用についてのうち、国から総合的な防衛体制の強化に資する

取り組みについて説明があった際に、なぜ国に対して住民説明会の開催を求めなかったのかについてご答弁をいたします。

特定利用空港とは、平素から、必要に応じて自衛隊、海上保安庁が既存の空港を円滑に利用できるように、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるもので、令和6年4月に、国が管理する北九州空港が特定利用空港の対象施設の1つに選定をされました。

議員御質問の、昨年11月28日に国から説明があった際に、なぜ国に対して住民説明会の開催を求めなかったのかという点につきましては、北九州空港は国が管理する空港であり、特定利用空港の説明や選定の有無にかかわらず、住民への説明につきましては国において適切な判断がなされるものと考えております。

いずれにしましても、北九州市としましては、今後とも、市民の安全、安心を守る立場から、必要に応じて情報収集、対応に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

[北九州空港の軍事利用について]

■総務市民局長

私からは、北九州空港の軍事利用についてのうち、市民の命と財産を守るために国に対して意見を言うべきではないかというご質問と、米軍機が北九州の市街地上空を飛行しないように国に求めるべきではないかとの2つのご質問にまとめてお答えいたします。

地方自治法において、国は、地方公共団体の役割を達成するため、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められております。この国際社会における国家としての存立に関わる事務の具体例といたしましては、外交、国防等が考えられており、国の専管事項の根拠であると認識しております。

お尋ねの特定利用空港について、国は、これまでも自衛隊が民間の空港を利用しており、特定利用空港の枠組みが設けられた後も大きな変化はない、必要に応じて既存の空港を円滑に利用できるよう、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものである、訓練は多くとも年数回程度を想定しており、自衛隊の航空機が優先利用するものではなく、これまでどおり民生利用を主とするという見解を示しております。

このようなことから、北九州市としましては、インフラ管理者である国において適切な運用がなされてなされるものと考えており、現時点で意見を申し出ることは考えておりません。

また、米軍機による空港利用につきましては、まず、日米安全保障条約において、日本国の安全に寄与し、ならびに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されると定められております。さらに、日米地位協定では、合衆国の航空機は、日本国の飛行場との間を移動することができるかと定められております。

この日米安全保障条約及び日米地位協定についても、先ほど申し上げた通り、外交、国防に関することです。ことから、国の専管事項であると考えております。

なお、北九州としましては、市民の安全、安心を守る立場から、必要に応じて情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、法令等に基づき、国と地方の役割を適切に担っていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

[北九州市立大学の防衛問題セミナーについて]

■政策局長

最後に私から、北九州市立大学の防衛問題セミナーにつきまして、今回の開催、セミナーの開催について、大学の構成員である教職員、大学当局が自治会からの議論につきましてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

北九州市立大学は、地方独立行政法人法に基づき、平成 17 年 4 月に公立大学法人に移行し、北九州市とは別の法人となっております。

同法人の設立団体である北九州市は、大学における教育研究の特性に常に配慮する必要があり、大学の自主性、自立性を尊重しなければならないこととされております。北九州市立大学が所有する施設の貸し出しは、大学の判断で行われております。北九州市立大学の教室等を貸し出した場合、大学の固定資産使用規定に基づき使用許可を行っております。

具体的には、使用を希望する方から提出のありました許可申請書の内容を確認し、1 つ目に、公益上または教育上、教育上その使用が好ましくないと認められる場合や大学の業務に使用する場合などを除いて、教室等の使用を許可しているということでございます。その許可については、大学事務局内で手続きを行っておると聞いております。

昨年度、大学では、国や北九州市、NPO、学会、教育機関等からの申請を受け、約 60 件の使用を許可しております。これまで、各種資格や検定試験、研修会、研究発表会、市民向けイベント等で利用されていると聞いております。ご質問の防衛問題セミナーは、防衛政策全般に関する市民の理解促進のために、防衛省が全国 8 地区に設置した地方防衛局ごとに毎年度開催しているものと聞いております。

北九州市立大学は、九州防衛局から提出された教室の使用許可申請書を確認した上で、大学の規定に基づき許可をしたと聞いております。

こういった大学施設の貸し出しは、地域貢献や大学の収入増にもつながるものでございまして、大学においては引き続き規定に基づき適切に教室等を貸し出していくという風に聞いております。答弁、以上でございます。

【第二質問】

[北九州空港の特定利用空港について]

○大石議員

はい。それでは、まず北九州空港の特定利用空港について伺います。

政府は、2015 年、安保法制によって台湾有事を想定をして米軍基地化された築城基地、これを補完するために、北九州空港の特定利用空港選定で軍事の拠点化、戦争の準備は着々と進められていこうとしています。

我が市議団は、7 月 10 日、防衛省と交渉をして、今度の特定利用空港については所在自治体の理解が前提であると。しかし、先ほどの局長の答弁は、インフラ管理者との合意であって、我々は、市としてはものを言う立場にはないと、全く国と市の考えが、見解は食い違っています。

国は法的根拠がないから地方自治体の理解を進めてると言ってるわけですよ。で、所在自治体とよく言ってるわけです。インフラ管理者じゃないんですよ。

これ食い違ってるんですけども、これ、合意したことが、市政だけの判断で所在自治体の理解と言えるんですか。見解をお願いします。

■港湾空港局長

議員ご指摘の所在自治体の理解については、特定利用空港の受け入れについて所在自治体が合意するというのではなく、事前に説明をするので内容について承知しておいてくださいという趣旨であるという風に理解しております。

いずれにしましても、北九州空港は国管理空港であり、特定利用空港の選定については国の専管事項であることから、北九州市として国に意見を言う立場にもごさいませんし、その受け入れについて合意する立場にもごさいません。

私から以上でございます。

○大石議員

あの、全く理解できません。7月10日の我が党市議団と防衛省の交渉の中では、法的根拠がないからこれについては所在自治体の理解を前提にしますと、こう言ってるわけですよ。

ところが、今の局長の答弁は、国に対してものを言う立場にありませんとかね、防衛問題は国の専管事項である、この判断を国に丸投げして、自治体の責任放棄してるでしょう。

実際に、福井県や熊本県、鹿児島県では、当初これ選定から外れていました。今回選定の中に入りましたけどね。

その中では、所在自治体である市民や議会の理解を得るためにですね、そういう準備をしてるわけですよ。北九州では市民に、議会にはりましたか。これ、議会軽視じゃないんですか。いかがですか。

■港湾空港局長

特定利用空港の他のまず空港の状況につきましては、北九州市としては把握しておりませんし、コメントする立場にはごさいません。

先ほど申し上げましたけども、議員ご指摘のですね、所在自治体の理解というものにつきましては、特定利用空港の受け入れについて所在自治体が合意するというものではごさいません。あくまで事前に説明するので内容について知っておいてほしいという趣旨でございます。

いずれにしましても、北九州空港は国管理空港でございまして、特定利用空港の選定については国の専管事項でございます。

北九州市として国に意見を言う立場にごさいませんし、その受け入れについて合意する立場にはごさいません。以上でございます。

○大石議員

何度も同じことを言われてるんですけどね、国にものを言う立場にはないとかね。防衛問題は国の専管事項だと言われてますけども、国はですね、インフラ管理者じゃないんですよ、所在自治体の理解を得るために11月18日から説明を行っている。

これ、理解してないってことであれば、国にきちんと確認したんですか。確認もしなくてですよ、国に対してものを言う立場にはないとかね。おかしいでしょ、こんなの。国に確認したんですか。

■港湾空港局長

すいません。先ほどから申し上げておりますが、議員ご指摘の所在自治体の理解ということ、この定義ですけれども、特定利用空港の選定について所在自治体が合意するというものではございませんので、あくまで国は事前に説明するので内容について知っておいてほしいという、そういうことが理解ということで我々聞いておりますので、議員のご指摘に当たらないという風に考えております。以上でございます。

○大石議員

国にも確認しない、防衛省の交渉で、国はね、所在自治体の合意とは言ってないけども、理解が前提なんだと、これは閣議決定であって法的根拠がないんだと、だから地方自治体の理解を進めてるんだと、こう言ってるわけですよ。ところが、北九州は国に対して物を言う立場にはないとかね。

なぜ国に確認しないんですか。北九州市民の命を、財産に関わる問題でしょう。議会にも諮らず、市民にも知らせず、これは所在自治体の理解で言えるんですか。なぜ国にもものを言わないんですか。おかしいと思います。

それとですね、11月に国から説明があった際に、住民説明会を求めるべきだと。先ほど、では、国が適切に判断されると思いますとね。どういうふうに適切に判断されるんですか。市民の命や財産について国が責任も持ってもらうという根拠はあるんですか。

なぜ国に対して。国は所在自治体の説明会を求めるものがあれば検討するっていう風に言ってるんですよ。なぜ国に対して説明会を求めないんですか。

■危機管理監

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、市民の安全に関わることっていうご指摘だと思います。北九州空港は国が管理する空港であり、特定利用空港の説明それから選定、この有無にかかわらず、住民の説明につきましては国において適切な判断がなされるものという風に考えております。以上でございます。

○大石議員

繰り返しの答弁はいららないんですよ。なぜね、国に対して、せめてですよ、説明会を開催してほしいと、なぜこの一言が言えないんですか。

国は適切に判断してもらいますと言いますが、いざ戦争になれば、ガザやウクライナの状況を見てもですね、攻撃をされるのは市民ですよ。北九州空港が日常的に戦時を想定をして平時で訓練をしていけば、当然北九州空港が軍事空港として見なされて、相手国を攻撃すれば報復攻撃があるわけですよ。

国が守ってくれるんですか、市民の命を。そういう担保があるんですか。きちんとやっぱもの言うべきですよ。

それではですね。次に、すぐに国の専管事項と言いますが、先ほどは地方自治法のことを言われましたけども、憲法上の規定や法的根拠はあるんですか。

■総務市民局長

はい。あの、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、地方自治法におきまして、国は、地方公共

団体の役割を達成するために、国際社会における国家としての存立に関わる事務の実施など、国が本来果たすべき役割を重点的に担うことを基本とすると定められております。

で、基本的にですね、この国際社会における国家の存立にかかわる事務の具体例といたしまして、平成31年3月15日の参議院予算委員会におきまして、当時の総務大臣がですね、外交、国防等であると答弁しておりますので、そのため、国防は国の専管事項であるということから、北九州としてはそのような判断をしております。以上です。

○大石議員

法的根拠はないんですよ。地方自治法の1条2項ではこれ役割分担を決めてるだけですよ、法的根拠は。それぞれ役割分担を決めてるだけであって、憲法ではそもそも、憲法9条2項でね、交戦権否定し、戦力保持を否定をしている根拠がないわけですよ、防衛問題についてやっていくっていうね。

だから、二言目には、防衛問題は国の専管事項であると。これを繰り返すのはやめてください、地方分権一括法ではですね。これ、なんて書いてるんですか、述べてください。

■総務市民局長

すいません、最後のちょっと質問の部分がはっきり聞き取れなかったので、お願いします。

○大石議員

専管事項とおっしゃいますけども、地方分権一括法では国と地方自治体の役割について述べてますけど、これについてどう考えてますか。

■総務市民局長

それについてはですね、国と地方は対等であるという風には謳ってありますが、今回、この国防についてはですね、先ほどから繰り返しになりますが、総務大臣も答弁したようにですね国防については国の専管事項という風に明確に答弁されてますので、その部分から我々としては判断しております。以上です。

○大石議員

だから、防衛問題の専管事項っていうのもね、大臣が答弁しただけであって、法的拘束力ないわけですよ。

で、何かあればね、国の専管事項である、国に対して言う立場にはないとか言いますけども、国になんかものを言えばペナルティーでもあるんですか、地方交付税を減らされるとかなにかあるんですか、それ。

■総務市民局長

特にそういうことはないかと把握しておりますが、先ほど申したようにですね、これについては、何度も繰り返しになりますが、国防というものは、例えば地方がそれに意見を言い出すとですね、なかなか国として立ち行かなくなるという部分もあると考えております。

で、繰り返しになりますが、この国防については、いろんな法律あるいは国会、国務大臣の答弁等色々勘案しまして、国の専管事項という風に判断しております。以上です。

○大石議員

7月10日の我が党市議団と防衛省の交渉について、この特定利用空港の受け入れをしなかったらペナルティーがあるのかという質問をしたら、防衛省は何もペナルティーはありませんと言ってるわけですよ。

だから、この特定利用空港は、いわゆる安保法制によって、また安保3文書によって台湾有事を想定をして、戦時を想定をして、平時からこの利用していくと、空港を利用していくというものなんですよね。

だから、国がお決めになるとか言ってもですね、実際に犠牲を受けるのは北九州市民なんですよね。その立場に立って、法的根拠のないこの特定利用空港についてはきちんと国に対してものを言うべきだと指摘をします。

次に、米軍のオスプレイ飛行について、これについてもものを言う立場にはないということですけども、その飛行ルート、当然オスプレイは欠陥機として墜落事故を繰り返しています。

せめて北九州空港を、北九州市民の市街地の上空、これは飛ぶべきじゃないんじゃないですか。そのことを国に申し入れるべきじゃないですか。いかがですか。

■総務市民局長

はい。これもまたすいません。繰り返しになりますが、日米安全保障条約あるいは日米地位協定で定められたものでございます。本市としては、市民の安全、安心を守る立場から、必要に応じて情報収集には努めてまいりたいと考えております。以上です。

○大石議員

北九州は長崎に投下された原爆投下の第1目標をなされています。その中では、核兵器のない、戦争のない平和な世界を築いていかなければならないと。傍観者じゃないんですよ。能動的に北九州市が戦争の準備がされていけば、それに物を言い、平和を構築していくっていう能動的な役割をここでは書いてるわけですよ。

だから、この特定利用空港についてもですね、憲法9条で示された、武力ではなく話し合いによって、外交努力によって解決していくと、こういう立場をですね、大きく脅かす問題であるということも指摘をします。

[自衛官募集の名簿提供について]

次に、自衛官募集の名簿提供について伺います。

まず、全国や九州、福岡県、政令市で自衛隊名簿の提供の状況を教えてください。

■総務市民局長

名簿の提供を行っている自治体につきましては、政令市の状況は独自で調査で把握をしております。政令市につきましては、2024年で85パーセント、20中17市が名簿の提供をしております。

全国、九州、福岡県ってということですが、これはいずれも正確には我々調べたわけではありませんが、報道等によりますと、全国は61パーセント、九州は73パーセント、福岡県は37パーセントとなっております。以上でございます。

○大石議員

はい、そうなんですよね。全国では 61 パーセント、九州では 73 パーセントが自衛隊名簿を提供している中で、福岡県は 37 パーセントしか名簿提供していません。つまり、福岡県では 6 割の自治体は名簿を提供していない、政令市の中でも埼玉、千葉、広島が拒否をしていると。

広島は、被爆都市であります。北九州市は、準被爆都市であるならばですね、これは名簿提供は辞めるべきだと考えています。

こうした中で、まつりみなみが今年、志井公園から小倉駐屯地に開催され、自衛隊協力本部は連合会や自治体、区役所にも連絡がなく、自衛隊就職説明会をチラシに掲載を配布すると。

私も 9 月 1 日、まつりみなみに行きました。入口では迷彩服を着た自衛隊が手荷物検査を行っている。また、建物の屋上では双眼鏡で参加者を監視している。で、自衛隊福岡協力本部のテントには勧誘のパンフレットが出されるなど、まるで異常な光景であったと。で、こういう形ですね、自衛隊の目的は、今度の祭りの目的は、人的基盤の拡充という風に考えてるわけですね。

で、北九大での防衛セミナーもこういう形で行われている。まさに北九州市がですね、重点地域に指定されたことで、自衛隊の募集、これは軌を一にした形で動いている。今、自衛隊の定員は 24 万 7000 人ですが、実数は 22 万 3511 人と、前年より 2 万 3322 人と減少しています。

つまり、充足率は 90.4 パーセント、1 割が定員を満たしていない。その方には少子化や組織内のハラスメント、専守防衛の自衛隊から、2015 年の安保法制で、憲法違反の敵基地攻撃能力で米軍と海外で戦争する軍隊へと大きく変貌する、こういうことが背景になっていると思います。なぜ北九州市では令和 3 年、2021 年閲覧方式から自衛隊の名簿提供を令和 4 年、2022 年に変えたのですか、何か圧力でもあったんでしょうか。

■総務市民局長

北九州では、今ご指摘あった通り、令和 4 年度から募集者の氏名と住所をそういった形で提供するようにしております。

これにつきましては、住民基本台帳の閲覧の場合ですね、北九州かなり人口が多いので、それを全て見て転記するというのであればですね、書き写しのミスが起こる可能性があります。

それともう 1 つは、そういった、提供してですね、自衛隊ともですね、しっかり情報を管理するという覚書を結んで、結果的にどういう処分をしたかというところまで報告を挙げていただいていますので、そういった対応をしっかりとしながらですね、こういった形に変えたところですよ。以上です。

○大石議員

はい。今言われましたように、今までは自衛隊協力本部も職員が手書きで書き写していた。手間がかかることもあるということで、平成 30 年、2018 年 5 月に、防衛大臣が地方自治体に募集対象者の 4 情報を紙媒体または電子媒体で提供するように依頼したと。

そして、令和 2 年、2022 年に安倍元首相が自民党大会で全国の 6 割以上が隊員募集に協力を許していることを発言し、各地で紙媒体による名簿提供が広がったと。

で、先ほど言いまわれましたように、北九州では、令和 3 年、2021 年まで他の機関と同様に住民基本台帳の閲覧であったものを、令和 4 年、2022 年から紙媒体で提供するようになったと、これ、明らかにですね。政府がまた自民党大会で安倍元首相が言ったことによって変わってきてるわけですね。だから、そういう風な圧力があつたんじゃないかと思っています。

それでは、市が自衛隊募集の根拠としている自衛隊法 97 条では、自衛隊の名簿提供は法定

受託事務とされていますが、市町村の募集事務の内容を具体的には定めていません。これ、名簿提供の根拠と言えないんじゃないですか。

■総務市民局長

自衛隊法第 97 条では、市長は、自衛官の募集に関する事務の一部を行うことと規定されています。

で、自衛隊法施行令第 120 条では、防衛大臣は、市長に必要な報告または資料の提供を求めることができる規定されています。

この 2 つですね。自衛隊法第 97 条と自衛隊法施行令第 120 条を名簿提供の根拠と考えております。以上です。

○大石議員

全く根拠になってないです。自衛隊法の 97 条では、募集事務、いわゆる区役所です、自衛官募集のポスター貼ったりパンフレットを置いたり、いろんなイベントを協力したり、こういうこと言ってるわけですね。具体的に自衛隊に名簿提供していいと書いてないんですよ。また、自衛隊法施行令 120 条でも資料の提供はできると書いてるわけですけど、名簿提供って書いてないでしょ。

で、この法定受託事務っていうのもね、ホームページ書いてますけども、全体は法定受託事務かもしれないけどもね、名簿提供、これ自治事務じゃないんですか。明確にこのことについてね、答えていただきたい。いかがですか。

■総務市民局長

名簿提供についてということのお尋ねだと思いますが、これに関してはですね、自衛隊法施行令 120 条につきまして、令和 2 年 12 月の閣議決定で、住民台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、自治、地方自治体に通知するとされております。

で、この閣議決定を踏まえてですね、この通知がですね、令和 3 年 2 月に総務省及び防衛省の連盟で送付されており、この通知に基づき適正に進めてるところでございます。以上です。

○大石議員

私が言ってるのはね、法定受託事務だと言って、募集事務について名簿提供できると言ってますけども、令和 3 年のね、これ閣議決定ですよ、通知はね、法的根拠がないわけですよ。法的根拠があるんですかと、名簿提供してほしいということですね。この自衛隊法の 97 条や自衛隊施行令 120 条には一言も書いてないわけですよ。

だから、全国でね、福岡県で 7 割の自治体が名簿提供やってない。この明確な法的根拠はないからなんです。ここにすり替えがあるんですよ。ここはやっぱり明確に、自分のプライバシーがですよ、自衛隊に提供される、これは問題ですよ。住民基本台帳 11 条では、住民台帳の写しの一部をこれ閲覧できるって書いてるんですよ。これ、名簿提供できるって書いてますか。いかがですか。

■総務市民局長

それには明確には書いてございません。

ただですね、先ほどの法的根拠がないという通知の部分につきましてはですね、当然法的拘束力はございませんが、この通知については、全国の地方公共団体の方からですね、この名簿提供についてのですね、明確化をしてほしいと、根拠の明確化をですね、してほしいという声に応えまして閣議決定された、閣議決定を経て示された通知でございますので、国の方で一定の判断がなされたものという風に考えております。以上です。

○大石議員

先ほども言いますように、閣議決定なんですよ。で、この法で適切に判断されますと。これ、さっきの防衛問題、自衛隊の特定利用空港と同じなんですよ。

北九州市としての判断はないんですかって。ホームページもこんなこと書いてるわけでしょ。97条、120条のことについてね。で、先ほどの住民基本台帳事条については、これは閲覧できると書いてるとだ。こういう1つ1つのことについてね、ホームページで出してることについて明確に答えるべきですよ。

また、個人情報保護法の96条の2項ではですね、地方市など、名簿提供や自衛隊に対する特段の事情が見受けられないと拒否してるわけですよ。

そういう点で、この個人情報保護法96条の2項、相当な理由、自衛隊にこの名簿を提供しなければいけない特段の理由があるのか、このことについてもきちんと考えていただきたい。

で、次にですね、自衛隊の名簿提供について、除外申請は対象者のホームページや市政だよりで除外申請をこれ紹介してるだけであってですね、北九州市が周知徹底をしていません。制度の趣旨を活かすならば、対象者全員に提供の可否を確認をし、同意を得られた場合のみに提供すべきではないんですか。こういうあり方に変えるべきじゃないんですか。いかがですか。

■総務市民局長

これについてはですね、今、先ほど答弁申し上げた通り、市政だよりやホームページ、あるいは市内の高校にもですね、ポスターを掲示したりしております。できる限りですね、対象者の目に触れるような形でお知らせするような形で今現在取り組んでいるところです。以上です。

○大石議員

私が言ったのは、同意をね、今の状況では市政だよりとかね、ホームページに出してるだけで、除外申請してもらう人は申請してくださいということじゃなくて、本当にこう、自分は名簿提供しても構わないんだという人にも出すべきですよ。

除外申請がなかったから自衛隊に名簿提供できるっていうのはね、プライバシー権を侵害するものであって、これ変えるべきだと強く指摘をしておきます。

[北九州市立大学の防衛問題セミナーについて]

最後に、北九州市立大学の防衛問題セミナーについて、施設管理要綱に基づいて許可しただけだと。こんな重大な問題についてなんか議論されたんですか。いかがですか。

■政策局長

はい。北九州市立大学におきましては、その要綱使用規定に基づきまして大学の事務局が手続きを行うものとなっておりますので、事務局の方で処理をされているというふうに承知しております。

す。以上です。

○大石議員

やっぱりね、国防に関わる問題でもですよ。やっぱり大学が戦後スタートしたのは、第1質問でも言いましたように、多くの若者がペンを銃に変えて戦争のために動員されていった。

そういう状況の中で、大学や軍事研究に協力しないというのが多くの大学の出発点です。私も通ってた立命館大学でも、2度とその悲劇は起こさないということで戦争に反対をして、戦後は出発してきたわけですよ。

で、今、独立行政法人になって運営交付金が減らされてる現状の下で、外部資金獲得としてですね、軍事研究や、こういうものがされてきているということについてね、やっぱり戦後の大学の出発点に照らしてですね、学問の自由、大学の自由、このことをしっかり守っていく、そのためにですね、こういう問題について大学の構成員できちんと議論すべきではないんですか。いかがですか。

■政策局長

大学の自由に関しましてご質問いただいております。大学の自由、憲法の学問の自由の中に含まれているという承知、理解しておりますが、そこにおいては、大学の施設と学生については、大学の学問の自由と自治のあり方、効果として、施設が大学当局によって自主的に管理され、学生は学問の自由と施設の利用も認められているという風な判決があるという風に承知しております。

大学の施設につきましては、大学当局によって今回のセミナーにつきましても当局内の判断によって貸し出されている風に承知しておりますので、なら問題ないというに伺っております。以上です。

○大石議員

うん、だから、もう大学の構成の中でね、こういう九州防衛局主催のですね、セミナーが大学で行われている。内容もですね、私、他のとこでやつを見させていただきましたけども、安保3文書に基いて、いわゆる台湾有事になった場合どういふミサイル配備をするのかとかね、南西諸島での軍備の状況だとか書いてるわけですよ。

そういうことについてね、この要綱で出ただけであってですよ。この大学の本来のあり方を大きく変えるものになるんだということで警告してるわけですよ。そういう議論はしないんですか。どういふ議論がされてきたんですか。

認識がね、ちょっと甘いんじゃないかと思えますよね。この間の新学部の問題についての議論されたと言われますけども、こういう問題についてきちんと議論すべきじゃないんですか。いかがですか。

■政策局長

はい。大学の中の議論について先ほどご質問いただいておりますが、先ほどから申し上げております通り、大学については、この固定資産使用規定に基づいて、公益上または教育上その支障が好ましくないと認められる場合や大学の業務に使用する場合等を除いて教室の使用を許可しているということで、その規定に基づいて大学の当局の方では手続きを行っているという風に聞いております。以上でございます。

○大石議員

私指摘したのは、大学の自由じゃなくて学問の自由、大学の自治です。戦前ですね、天皇制、政府が決めた中身については大学がそれに協力していったという中で、1932年に京都大学の大学教授が抗議した滝川事件、政府が大学研究に介入したことが大きな問題になって、憲法 23 条で学問の自由が確立してきたわけですよ。

だから、学問の自由が 1 人でできたわけじゃなくて、そういう戦前の反省のもとからですね、やっぱり心理を探求する学問の最高学府の大学でですね、このことを探求していくことが非常に大事であるという風になって、戦後、多くの大学はこういう出発点のもとでですね、2 度と戦争に協力をしないという誓いのもとに出発してきてるわけですよ。

それを大きく踏み外そうとしてるのが政府だと思いますので、このことについてはですね、この間の新学部の創設の問題もありますので、きちんと大学の構成員の中で議論していただきたいということを強く求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。